

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO.3652
16年5月13日(金)
・Fax 095-828-1953

事業者は、便所及び便器を清潔に保ち、汚物を 適当に処理しなければならない。安全衛生規則

おはようございます。

長中局2階の女子トイレに「故障のため使用禁止」の張り紙が張られたのは、いつのことだったのでしょうか？
いつ修理するのだろうか？と待ち続けて一か月は経ちました。

もつそろそろと思っている



うちに洗面台まで同様の故障の張り紙が追加されました。そして、また手洗い乾燥器にも「使用不可」の張り紙が張っています。こちらは何年も前からですが、節電と経費節約のためでしょうか？

節電は大事でしょうが、他の事業所やビルでは「インフルエンザなどの感染症防止の

ため作動させている」というところも多いです。会社の考え方などで仕方ないかと思っただものの、気になり他を調べてみました。

1〜3階は女性用、男性用どちらも便器や乾燥機など、何かしら故障中の物があつたり使用不可の張り紙が張つていたりしています。ところが4階は便器や乾燥機にも使用できないものはありません。衛生面パツチリ！乾燥機パツチリ！でした。

4階は来局されるお偉方の手前、万全の点検をしているのかもしれないですが、他のフロアの衛生管理もお願いしますね。



次に1階トイレについてです。1個に使用禁止の張り紙があるのは前述の通りですが、障がい者用トイレの入口が暗いのが気になります。ここはお客様もご利用されるのかと思つた、これで良いのかと思つています。

更に地下フロアも問題だらけです。まず浴室ですが、給湯設備が故障しているため、現在修理依頼中です。当分の間、浴室の使用はできません」とありました。これはJ-P労組も指摘していますが、使用できなくなつて3か月は経ち

ます。

今年度、集配部に久しぶりに女性の外務員が新規で配属になりました。だからというわけではありませんが、これから梅雨、夏が来ます。退社時は汗と排ガスで汚れた体をきれいにしたいと思つています。

また地下のエレベータ横の洗面台と、うがいの機械にも

「配管故障により使用禁止」の張り紙が張つています。インフルエンザがまだ流行していた頃から使用禁止ですが、配管途中での汚れやばい菌を同舎内に持ち込ませないためにある設備です。

衛生機器とは異なりますが、3階休憩コーナーのテレビも半年以上故障して映らない状態です。このテレビと地下の浴室・シャワーの故障については、組合に対して支社に上申をしていると回答があつています。新年度がスタートして一か月以上経ちます。1日も早い対応をして欲しいです。一生懸命に働く社員を思い、衛生管理の取り扱いを優先してくれる職場であつて欲しいと心から願っています。

参考までに、法律ではどうなっているのかです。

労働安全法と同衛生規則です。

(便所)
第628条 事業者は次に定めるところにより便所を設けなければならない。

(1) 男性用と女性用に区別すること。

(2) 男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者60人以上ごとに1個以上とすること。

(3) 男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者30人以上ごとに1個以上とすること。

(4) 女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者20人以上ごとに1個以上とすること。(以下略)



2 事業者は、前項の便所及び便器を清潔に保ち、汚物を適当に処理しなければならない。

また法により選出される安全管理者の仕事(巡視では第6条 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるとき

は、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。長中局にも責任者がいるはずですよ。

また、安全衛生委員会の会議では、同法第23条で「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「委員会」といふ。)を毎月1回以上開催するようになければならない」と決められています。会議は法の決まりですから定期的に開かれていくのでしようが、いったいどういふ話がされているのでしょうか。

トイレの故障を長期間放置することは、安全衛生管理者として職務の怠慢です。また「使用不可」の張り紙は見た目にも、管理能力の欠如、責任の放棄を内外に宣伝しているに等しい行為だと思つています。

どこかの会社のトップが、朝のトイレ掃除を自ら率先してやることで、会社の仲間意識と規律を保つ、と書いていました。それはともかく、トイレは建物の鏡といえます。清潔であること。また何よりも使えることは、最低のことでしょう。トイレの故障はすぐ直す。そうして長中局の建物も、またトップの心も美しく光ってほしいと願っています。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇、なくそう差別!

ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ!